

労働安全衛生ニュース No.3(2016年8月17日号)

発行：フード連合(労働局)

厚生労働省より、フード連合に対し

「平成28年度(第67回)全国労働衛生週間」について協力要請あり!

日頃の活動に敬意を表します。

厚生労働省は、昭和25年から今年で67回目を迎える全国労働衛生週間(※)について、「平成27年度全国労働衛生週間実施要領」に基づき、10月1日～10月7日を本週間、その一か月前9月1日～9月30日を準備期間として全国一斉活動を行う事としました。

フード連合に対しても当該活動に対する各単組への周知をはかるため協力要請が参りましたので、情報提供致します。この全国労働衛生週間を契機として、各事業場で、労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動をより一層促進しましょう。

※厚生労働省「平成28年度(第67回)全国労働衛生週間」プレスリリースHP・URL

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000130517.html>

※全国労働衛生週間…国民の労働衛生に関する意識の向上、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保などを大きな目的として、厚生労働省が昭和25年の第一回実施以降毎年実施している活動。

◆平成28年度 全国労働衛生週間 スローガン

健康職場 つくる まもるは みんなが主役

◆労働者を取り巻く近年の環境

- ・直近平成27年の脳・心臓疾患の労災支給決定件数251件、精神障害の労災支給決定件数472件。
- ・勤務問題を原因・動機の一つとしている自殺者が約2,200人、過労死等が多発し大きな社会問題化。
- ⇒職場における「メンタルヘルス対策」や過重労働による「健康障害防止対策」が重要な課題となっている
- ・業務上疾病の被災者は長期的に減少しているものの4,550人と全体の6割超。熱中症については近年400人～500人台で高止まり状態。
- ・化学物質による疾病についても、特定化学物質障害予防規則等の対象となっていない化学物質を原因とするがんなどの選発性疾患による新たな労働災害事案が発生。



◆政府の主な対策(法整備とそのねらい)

- ①2014年6月・改正労働安全衛生法公布
⇒業務上疾病の発生未然防止の仕組みの充実がねらい。
・ストレスチェック制度の創設によるメンタルヘルス対策のより一層の充実
・表示義務の対象となる化学物質の対象範囲拡大・一定危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメント実施による化学物質管理
・職場における受動喫煙防止対策等の推進
- ②2014年11月施行・過労死等防止対策推進法及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱(2015年7月閣議決定)
⇒調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の各対策を推進。
- ③「ニッポン一億総活躍プラン」(2016年6月閣議決定)
⇒疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援対策を講ずる。



本ニュースはフード連合HPに掲載しています。労働局ページURL⇓ ご不明な点は労働局までお問い合わせください。

<http://www.jfu.or.jp/action/roudou.htm>